

訪問型サービスコード早見表(基本サービス)

H29年11月1日現在

区分	事業対象	要支援1	要支援2	算定単位	サービス内容 (利用回数)	減算	サービスコード	サービス名称	単位数	パターン	
訪問相当	○	○	○	回数	週1回程度で月4回まで	無	A22411	訪問型サービスⅣ	266	パターン1	
						サ責初任者	A22413	訪問型サービスⅣ・初任	186		
						同一建物	A22414	訪問型サービスⅣ・同一	239		
						初任・同一	A22415	訪問型サービスⅣ・初任・同一	167		
				月額	週1回程度で月5回	無	A21111	訪問型サービスⅠ	1,168		
						サ責初任者	A21113	訪問型サービスⅠ・初任	818		
	同一建物	A21114	訪問型サービスⅠ・同一			1,051					
	初任・同一	A21115	訪問型サービスⅠ・初任・同一			736					
	○	○	○	回数	週2回程度で月8回まで	無	A22511	訪問型サービスⅤ	270		パターン1
						サ責初任者	A22513	訪問型サービスⅤ・初任	189		
						同一建物	A22514	訪問型サービスⅤ・同一	243		
						初任・同一	A22515	訪問型サービスⅤ・初任・同一	170		
月額				週2回程度で月9回から10回	無	A21211	訪問型サービスⅡ	2,335			
					サ責初任者	A21213	訪問型サービスⅡ・初任	1,635			
	同一建物	A21214	訪問型サービスⅡ・同一		2,102						
	初任・同一	A21215	訪問型サービスⅡ・初任・同一		1,472						
○	×	○	回数	週2回を越えて月12回まで	無	A22621	訪問型サービスⅥ	285	パターン1		
					サ責初任者	A22623	訪問型サービスⅥ・初任	200			
					同一建物	A22624	訪問型サービスⅥ・同一	257			
					初任・同一	A22625	訪問型サービスⅥ・初任・同一	180			
			月額	週2回を越えて月13回から15回	無	A21321	訪問型サービスⅢ	3,704			
					サ責初任者	A21323	訪問型サービスⅢ・初任	2,593			
同一建物	A21324	訪問型サービスⅢ・同一			3,334						
初任・同一	A21325	訪問型サービスⅢ・初任・同一			2,334						
くらし応援	○	○	○	回数	30分未満で月8回まで	無	A22521	訪問型サービスⅤ/2		113	パターン2
						同一建物	A22524	訪問型サービスⅤ/2・同一		102	
				月額	30分未満で月9回	無	A21121	訪問型サービスⅠ/2		1,017	
						同一建物	A21124	訪問型サービスⅠ/2・同一		915	
				月額	30分未満で月10回	無	A21221	訪問型サービスⅡ/2	1,130		
						同一建物	A21224	訪問型サービスⅡ/2・同一	1,017		
	○	○	○	回数	30分以上60分未満で月8回まで	無	A22531	訪問型サービスⅤ/3	226	パターン3	
						同一建物	A22534	訪問型サービスⅤ/3・同一	203		
				月額	30分以上60分未満で月9回	無	A21231	訪問型サービスⅡ/3	2,034		
						同一建物	A21234	訪問型サービスⅡ/3・同一	1,831		
				月額	30分以上60分未満で月10回	無	A21241	訪問型サービスⅡ/4	2,260		
						同一建物	A21244	訪問型サービスⅡ/4・同一	2,034		

早見表の見方
①「区分」が「訪問相当」か「くらし応援サービス」かを確認します。

②要介護度別で、利用可能なサービスかどうか確認します。「○」が使用可能です。

③「サービス内容(利用回数)」の回数を見て、「算定単位」が「回数」か「月額」かを確認します。

「訪問相当」の場合、「週1回程度」「週2回程度」「週2回を超えて」の訪問回数でグループ単位で網掛けをしてあります。

「くらし応援」の場合、「30分未満」「30分以上60分未満」の1回の訪問時間でグループ単位で網掛けをしてあります。

④減算の有無によってサービスを選択します。

※1ヶ月の利用回数によるサービスコードの変更については、別紙「伊勢市総合事業のサービスコード解説」をご覧ください。

※事業対象者は、原則週1～2回程度の利用になりますが、必要性がある場合には週2回を超えての利用も可能です。詳しくは伊勢市介護保険課にご確認ください。

訪問型サービスコード早見表(加算)

H29年11月1日現在

区分	事業対象	要支援1	要支援2	算定単位	サービス内容	サービスコード	サービス名称	単位数	パターン	
共通	○	○	○	月額	特別地域加算(月額)	A28000	訪問型サービス特別地域加算	所定単位数の15%加算	1~4共通	
				回数	特別地域加算(回数)	A28002	訪問型サービス特別地域加算回数			
	○	○	○	月額	小規模事業所加算(月額)	A28100	訪問型サービス小規模事業所加算	所定単位数の10%加算	1~4共通	
				回数	小規模事業所加算(回数)	A28102	訪問型サービス小規模事業所加算回数			
	○	○	○	月額	中山間地域等提供加算(月額)	A28110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	所定単位数の5%加算	1~4共通	
				回数	中山間地域等提供加算(回数)	A28112	訪問型サービス中山間地域等提供加算回数			
	○	○	○	月額	処遇改善加算Ⅰ	A26269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の137/1000加算	1~4共通	
					処遇改善加算Ⅱ	A26270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の100/1000加算		
					処遇改善加算Ⅲ	A26271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ	所定単位数の55/1000加算		
					処遇改善加算Ⅳ	A26273	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ	処遇改善加算Ⅲの90%加算		
処遇改善加算Ⅴ					A26275	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ	処遇改善加算Ⅲの80%加算			
相訪 当問	○	○	○	月額	生活機能向上連携加算	A24002	訪問型サービス生活機能向上加算	100	パターン1	
					訪問相当サービスの初回加算	A24001	訪問型サービス初回加算	200	パターン1	
く ら し の 援 助	○	○	○	月額	30分未満の場合の初回加算	A24011	訪問型サービス初回加算/2		200	パターン2
					30分以上60分未満で月9回までの初回加算	A24021	訪問型サービス初回加算/3			パターン3
					30分以上60分未満で月10回の初回加算	A24031	訪問型サービス初回加算/4			パターン4

※網掛けで同種類の加算をグループ分けしてあります。

通所型サービスコード早見表(基本サービス)

H29年11月1日現在

区分	事業対象	要支援1	要支援2	算定単位	入浴	サービス内容 (利用回数)	減算	サービスコード	サービス名称	単位数	パターン
通所相当	○	○	×	回数	有	週1回程度で月4回まで(入浴有)	無	A61113	通所型サービス1回数	378	パターン1
							定員超過	A68003	通所型サービス1回数・定超	265	
							人員欠如	A69003	通所型サービス1回数・人欠	265	
				回数	無	週1回程度で月4回まで(入浴無)	無	A61213	通所型サービス/21回数	328	パターン2
							定員超過	A68006	通所型サービス/21回数・定超	230	
							人員欠如	A69006	通所型サービス/21回数・人欠	230	
	月額	共通	週1回程度で月5回	無	A61111	通所型サービス1	1,647	パターン1			
				定員超過	A68001	通所型サービス1・定超	1,153				
				人員欠如	A69001	通所型サービス1・人欠	1,153				
	○	×	○	回数	有	週2回程度で月8回まで(入浴有)	無	A61123	通所型サービス2回数	389	パターン1
							定員超過	A68013	通所型サービス2回数・定超	272	
							人員欠如	A69013	通所型サービス2回数・人欠	272	
回数				無	週2回程度で月8回まで(入浴無)	無	A61223	通所型サービス/22回数	339	パターン2	
						定員超過	A68016	通所型サービス/22回数・定超	237		
						人員欠如	A69016	通所型サービス/22回数・人欠	237		
月額				共通	週2回程度で月9回から10回	無	A61121	通所型サービス2	3,377	パターン1	
						定員超過	A68011	通所型サービス2・定超	2,364		
						人員欠如	A69011	通所型サービス2・人欠	2,364		
生きがい	○	○	×	回数	有	週1回程度で月4回まで(入浴有)	/	A61313	通所型サービス/31回数	322	パターン3
					無	週1回程度で月4回まで(入浴無)		A61413	通所型サービス/41回数	272	パターン4
				月額	有	週1回程度で月5回(入浴有)		A61311	通所型サービス/31	1,610	パターン3
					無	週1回程度で月5回(入浴無)		A61411	通所型サービス/41	1,360	パターン4
				回数	有	週2回程度で月8回まで(入浴有)		A61323	通所型サービス/32回数	331	パターン3
					無	週2回程度で月8回まで(入浴無)		A61423	通所型サービス/42回数	281	パターン4
	月額	有	週2回程度で月9回から10回(入浴有)	A61321	通所型サービス/32	3,310		パターン3			
		無	週2回程度で月9回から10回(入浴無)	A61421	通所型サービス/42	2,810		パターン4			

※1ヶ月の利用回数によるサービスコードの変更については、別紙「伊勢市総合事業のサービスコード解説」をご覧ください。

※事業対象者は、原則週1回程度の利用になりますが、必要性がある場合には週2回程度の利用も可能です。詳しくは伊勢市介護保険課にご確認ください。

早見表の見方

- ①「区分」が「通所相当」か「生きがいデイサービス」かを確認します。
- ②要介護度別で、利用可能なサービスかどうか確認します。「○」が使用可能です。
- ③「サービス内容(利用回数)」の回数を見て、「算定単位」が「回数」か「月額」かを確認します。
「週1回程度」「週2回程度」のグループ単位で網掛けをしてあります。
- ④「入浴」が「有」か「無」かを確認します。
- ⑤「通所相当」の場合は、減算の有無によってサービスを選択します。

通所型サービスコード早見表(加算)

H29年11月1日現在

区分	事業対象	要支援1	要支援2	算定単位	入浴	サービス内容	サービスコード	サービス名称	単位数	パターン
共通	○	○	○	月額回数	共通	中山間地域等提供加算(月額)	A68110	通所型サービス中山間地域等提供加算	所定単位数の5%加算	1~4共通
						中山間地域等提供加算(回数)	A68112	通所型サービス中山間地域等加算回数		
	○	○	○	月額	共通	処遇改善加算Ⅰ	A66100	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の59/1000加算	1~4共通
						処遇改善加算Ⅱ	A66110	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の43/1000加算	
						処遇改善加算Ⅲ	A66111	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ	所定単位数の23/1000加算	
						処遇改善加算Ⅳ	A66113	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ	処遇改善加算Ⅲの90%加算	
処遇改善加算Ⅴ						A66115	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ	処遇改善加算Ⅲの80%加算		
通所相当	○	○	×	月額	共通	同一建物減算	A66105	通所型サービス同一建物減算1	-376	パターン1
						同一建物減算	A66106	通所型サービス同一建物減算2	-752	パターン1
	○	○	○	月額	有	若年性認知症利用者受入加算(入浴有)	A66109	通所型サービス若年性認知症受入加算	240	パターン1
						若年性認知症利用者受入加算(入浴無)	A66119	通所型サービス若年性認知症受入加算/2		パターン2
	○	○	○	月額	無	生活機能向上グループ活動加算(入浴有)	A65010	通所型生活向上グループ活動加算	100	パターン1
						生活機能向上グループ活動加算(入浴無)	A65020	通所型生活向上グループ活動加算/2		パターン2
	○	○	○	月額	有	運動機能向上加算(入浴有)	A65002	通所型サービス運動器機能向上加算	225	パターン1
						運動機能向上加算(入浴無)	A65012	通所型サービス運動器機能向上加算/2		パターン2
	○	○	○	月額	無	栄養改善加算(入浴有)	A65003	通所型サービス栄養改善加算	150	パターン1
						栄養改善加算(入浴無)	A65013	通所型サービス栄養改善加算/2		パターン2
	○	○	○	月額	有	口腔機能向上加算(入浴有)	A65004	通所型サービス口腔機能向上加算	150	パターン1
						口腔機能向上加算(入浴無)	A65014	通所型サービス口腔機能向上加算/2		パターン2
	○	○	○	月額	有	運動器機能向上及び栄養改善(入浴有)	A65006	通所型複数サービス実施加算Ⅰ1	480	パターン1
						運動器機能向上及び栄養改善(入浴無)	A65016	通所型複数サービス実施加算Ⅰ/21		パターン2
	○	○	○	月額	無	運動器機能向上及び口腔機能向上(入浴有)	A65007	通所型複数サービス実施加算Ⅱ2	480	パターン1
						運動器機能向上及び口腔機能向上(入浴無)	A65017	通所型複数サービス実施加算Ⅰ/22		パターン2
	○	○	○	月額	有	栄養改善及び口腔機能向上(入浴有)	A65008	通所型複数サービス実施加算Ⅰ3	480	パターン1
						栄養改善及び口腔機能向上(入浴無)	A65018	通所型複数サービス実施加算Ⅰ/23		パターン2
	○	○	○	月額	有	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上(入浴有)	A65009	通所型複数サービス実施加算Ⅱ	700	パターン1
						運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上(入浴無)	A65019	通所型複数サービス実施加算Ⅱ/2		パターン2
	○	○	○	月額	有	事業所評価加算(入浴有)	A65005	通所型サービス事業所評価加算	120	パターン1
						事業所評価加算(入浴無)	A65015	通所型サービス事業所評価加算/2		パターン2
	○	○	×	月額	有	サービス提供体制加算Ⅰイ(入浴有)	A66107	通所型サービス提供体制加算Ⅰ11	72	パターン1
						サービス提供体制加算Ⅰイ(入浴無)	A66127	通所型サービス提供体制加算Ⅰ/211		パターン2
	○	○	×	月額	有	サービス提供体制加算Ⅰロ(入浴有)	A66101	通所型サービス提供体制加算Ⅰ21	48	パターン1
						サービス提供体制加算Ⅰロ(入浴無)	A66121	通所型サービス提供体制加算Ⅰ/221		パターン2
	○	○	×	月額	有	サービス提供体制加算Ⅱ(入浴有)	A66103	通所型サービス提供体制加算Ⅱ1	24	パターン1
						サービス提供体制加算Ⅱ(入浴無)	A66123	通所型サービス提供体制加算Ⅱ/21		パターン2
○	×	○	月額	有	サービス提供体制加算Ⅰイ(入浴有)	A66108	通所型サービス提供体制加算Ⅰ12	144	パターン1	
					サービス提供体制加算Ⅰイ(入浴無)	A66128	通所型サービス提供体制加算Ⅰ/212		パターン2	
○	×	○	月額	有	サービス提供体制加算Ⅰロ(入浴有)	A66102	通所型サービス提供体制加算Ⅰ22	96	パターン1	
					サービス提供体制加算Ⅰロ(入浴無)	A66122	通所型サービス提供体制加算Ⅰ/222		パターン2	
○	×	○	月額	有	サービス提供体制加算Ⅱ(入浴有)	A66104	通所型サービス提供体制加算Ⅱ2	48	パターン1	
					サービス提供体制加算Ⅱ(入浴無)	A66124	通所型サービス提供体制加算Ⅱ/22		パターン2	

※生きがいデイサービス専用の加算はありません。

※網掛けで同種類の加算をグループ分けをしています。

※同一建物減算については基本サービスが「月額制」の場合と、「回数制」で週1回程度で4回の場合、もしくは、週2回程度で8回の場合に、「月額」で減算します。

伊勢市総合事業のサービスコード解説（H29年11月現在）

伊勢市介護予防・日常生活支援総合事業のサービスコードは回数制と月額制が混在しております。

利用回数により回数制、又は月額制になりますが、その際、加算等のサービスコードも変わる場合があります。

伊勢市介護保険課が示した「総合事業のサービス提供に伴う報酬請求及び各種加算コード選択時の注意点について」をもとに、サービスコードの変更なども含めて解説します。伊勢市社会福祉協議会が解釈したものであることをご了解の上、ご活用ください。

①伊勢市介護予防・日常生活支援総合事業のサービスの基本構造

伊勢市介護予防・日常生活支援総合事業のサービスコードは、基本となるサービス（「訪問介護相当」や「通所介護相当の入浴有り」）等のサービスコードと、それに付随する加算等のサービスコードで構成されています。

例えば、「親」となるサービス（基本サービス）に「子」となるサービス（加算）がついている形です。

例えば、要支援1の方が、「通所介護相当の入浴有り」を利用しており、加算が「口腔機能向上加算」「サービス提供体制加算Ⅰ」「処遇改善加算Ⅰ」で、その月の利用回数が4回までの場合は、必要となるサービスコードは、以下のようになります。

種別	サービスコード	算定単位	サービス名称
基本サービス	A61113	回数	通所型サービス1回数
加算	A65004	月額	通所型サービス口腔機能向上加算
加算	A66107	月額	通所型サービス提供体制加算Ⅰ11
加算	A66100	月額	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ

この例では、「通所型サービス1回数」が「親」で、それ以外は「子」です。

また、それぞれの「親」、つまり基本となるサービスは、1ヶ月の利用回数によって、「回数制」と「月額制」が変わるため、サービスコードも「回数制」と「月額制」によって違います。

上記の例が、月の利用が5回になると、次のように赤字の部分のみ変わります。

種別	サービスコード	算定単位	サービス名称
基本サービス	A61111	月額	通所型サービス1
加算	A65004	月額	通所型サービス口腔機能向上加算
加算	A66107	月額	通所型サービス提供体制加算Ⅰ11
加算	A66100	月額	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ

この場合、「回数制」から「月額制」に変更になったのは「親」である基本サービスのみです。もともと、「子」の加算は「月額制」だったので、サービスコードは変わりませんでした。「中山間地域等特別提供加算」のように、「回数制」と「月額制」でサービスコードが変更になる加算の場合は、加算のサービスコードも変わりますので注意してください。

さらに、減算については、一部の例外を除き、基本サービスのサービスコードが変更となる形になります。

通常のサービス

種別	サービスコード	算定単位	サービス名称
基本サービス	A61113	回数	通所型サービス1回数

定員超過

種別	サービスコード	算定単位	サービス名称
基本サービス	A68003	回数	通所型サービス1回数・定超

※通所介護相当の「同一建物減算」のみは、加算と同様に基本サービスに追加して減算します。

②加算等のサービスコードとパターン

伊勢市介護予防・日常生活支援総合事業の加算等のサービスコードは、基本サービスの内容によって、「パターン」と呼ばれるグループに分けられています。

パターンは次のようになっています。

訪問型

基本サービスの内容	パターン
訪問介護相当サービス	パターン1
くらし応援サービスの1回30分未満の訪問	パターン2
くらし応援サービスの1回30分以上60分未満の訪問(ただし、月9回まで)	パターン3
月10回のくらし応援サービスの1回30分以上60分未満の訪問	パターン4

※くらし応援の30分以上60分未満は、月9回までと月10回でパターンが変わりますので注意が必要です。

通所型

基本サービスの内容	パターン
通所介護相当サービスの入浴有り	パターン1
通所介護相当サービスの入浴無し	パターン2
生きがいデイサービスの入浴有り	パターン3
生きがいデイサービスの入浴無し	パターン4

非常に複雑なのですが、「子」である加算等は、「親」の基本サービスのパターンごとに変わる場合があります。(必ず変わるのではなく、変わる場合と変わらない場合があります)

例えば、訪問型サービスの「初回加算」は、パターン別に4種類のサービスコードがありますので「親」のパターンが変わると「初回加算」もそれに合わせて変わります。

しかし、「処遇改善加算」のように、パターンが違って同一のサービスコードを使用する加算は、「親」のパターンが変わっても加算のサービスコードは変わらないので注意が必要です。

「親」である基本サービスのパターンが変わった時のサービスコードの変更については、「④」「⑥」で詳しく説明します。

③訪問型サービス(訪問介護相当サービス、くらし応援サービス)の基本サービス

訪問型サービスの基本サービスは、月の利用回数によって、以下の表の通り変更になります。

「回数制」のサービスが規定の回数になると、の先の「月額制」のサービスに変わります。

	回数制				月額制		
	サービスコード	サービス名称	回数		月額になる回数	月額コード	月額サービス名称
訪問介護相当	A22411	訪問型サービスⅣ	月 4 回まで		月 5 回	A21111	訪問型サービスⅠ
	A22511	訪問型サービスⅤ	月 8 回まで		月 9～10 回	A21211	訪問型サービスⅡ
	A22621	訪問型サービスⅥ	月 12 回まで		月 13～15 回	A21321	訪問型サービスⅢ
くらし応援 30分	A22521	訪問型サービスⅤ/2	月 8 回まで		月 9 回	A21121	訪問型サービスⅠ/2
					月 10 回	A21221	訪問型サービスⅡ/2
くらし応援 1時間	A22531	訪問型サービスⅤ/3	月 8 回まで		月 9 回	A21231	訪問型サービスⅡ/3
					月 10 回	A21241	訪問型サービスⅡ/4

減算については上記の表では省略しています。詳しくはサービスコード早見表でご確認ください。

④訪問型サービス(訪問介護相当サービス、くらし応援サービス)の加算

訪問型サービスは、「初回加算」のみ、パターンによって変わります。

サービス種類	パターン	サービスコード	サービス名称	サービス内容
訪問介護相当	1	A24001	訪問型サービス初回加算	訪問介護相当サービス
くらし応援	2	A24011	訪問型サービス初回加算/2	30分未満の場合
くらし応援	3	A24021	訪問型サービス初回加算/3	30分以上 60分未満で月 9 回まで
くらし応援	4	A24031	訪問型サービス初回加算/4	30分以上 60分未満で月 10 回

「②加算等のサービスコードとパターン」でも書いてありますが、くらし応援の 30 分以上 60 分未

満は、月 9 回までと月 10 回でパターンが変わりますので注意が必要です。

初回加算以外の加算については、サービスコードは共通ですので、変更はありません。

⑤通所型サービス(通所介護相当サービス・生きがいデイサービス)の基本サービス

通所型サービスは、サービスの種類、入浴の有無、利用回数によってサービスコードが変更となります。詳しくは、下図をご確認ください。

	回数制					月額制			
	入浴	パターン	回数サービスコード	サービス名称	回数	月額になる回数	パターン	月額サービスコード	月額サービス名称
週1回程度 通所相当	有	1	A61113	通所型サービス1回数	月4回まで	月5回	1	A61111	通所型サービス1
	無	2	A61213	通所型サービス/21回数	月4回まで				
週2回程度 通所相当	有	1	A61123	通所型サービス2回数	月8回まで	月9~10回	1	A61121	通所型サービス2
	無	2	A61223	通所型サービス/22回数	月8回まで				
週1回程度 生きがいデイ	有	3	A61313	通所型サービス/31回数	月4回まで	月5回	3	A61311	通所型サービス/31
	無	4	A61413	通所型サービス/41回数	月4回まで	月5回	4	A61411	通所型サービス/41
週2回程度 生きがいデイ	有	3	A61323	通所型サービス/32回数	月8回まで	月9~10回	3	A61321	通所型サービス/32
	無	4	A61423	通所型サービス/42回数	月8回まで	月9~10回	4	A61421	通所型サービス/42

「回数制」のサービスが規定の回数になると、➡の先の「月額制」のサービスに変わります。

ただし、「回数制」の表で色でグループ分けしてあるサービスコード(サービス種類と1週間の回数が同じで、入浴の有無だけが違うサービス)は、回数を合計して計算します。

例:通所介護相当サービスで週1回程度の利用で「入浴有り」が3回、「入浴無し」が2回の計5回

通所型サービス1回数(入浴有り)×3回

+

通所型サービス/21回数(入浴無し)×2回



通所型サービス1(入浴有り)×1ヶ月

通所介護相当サービスの場合、回数制の場合には「入浴有り」と「入浴無し」でサービスコードが違いますが、月額になった時には、「入浴の有無」は関係なく同じコードになります。

そのため、通所介護相当サービスの「月額制」は、実際の「入浴の有無」は関係なく、パターン上は「入浴有り」として扱われています。

生きがいデイサービスの場合は、「月額制」でも、「入浴有り」と「入浴無し」のサービスコードが違
うので、もう少し複雑になります。

「入浴有り」と「入浴無し」が混在しない場合には、下記の例の様に、通常の「月額制」のサービス
に変わります。


例：生きがいデイサービス週1回程度の利用で、「入浴無し」が5回

通所型サービス/41 回数(入浴無し)×5 回  **通所型サービス/41(入浴無し)×1ヶ月**

※前項の表では、「月額制」の色がない部分です。

しかし、「入浴有り」と「入浴無し」が混在していると、月額制のサービスコードは「入浴有り(パター
ン3)」のコードとなります。

例：生きがいデイサービス週1回程度の利用で「入浴有り」が3回、「入浴無し」が2回の計5回

通所型サービス/31 回数(入浴有り)×3 回
+  **通所型サービス/31(入浴有り)×1ヶ月**
通所型サービス/41 回数(入浴無し)×2 回

※前項の表では、「月額制」の色分けがしてある部分です。

⑥通所型サービス(通所介護相当サービス・生きがいデイサービス)の加算

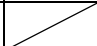
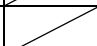
通所型サービスのうち、生きがいデイサービスについては、使える加算は「中山間地域等提供加
算」と「処遇改善加算」のみです。この二つの加算は、パターンによるサービスコードの変更はあり
ません。

ただし、「中山間地域等提供加算」には、「月額制」と「回数制」の2種類がありますので、その点
には注意が必要です。

通所介護相当サービスの加算等の場合、たくさんの加算があり、「親」の基本サービスのパター
ン(「入浴有り・パターン1」と「入浴無し・パターン2」)によってサービスコードが変わるものと、変わ
らないものの2種類があります。パターンによって2種類サービスコードがある加算等は、「親」の基
本サービスに合わせて、「子」の加算のサービスコードが変わります。

ただし、月額に加算等の場合、「入浴有り・パターン1」と「入浴無し・パターン2」の両方の基本サ
ービスを使った時には、加算等のサービスコードは、「入浴有り・パターン1」のみになります。

例：「入浴有り」2回と「入浴無し」2回の計4回の場合のサービス

種別	算定単位	入浴	サービス名称	回数
基本サービス	回数	有り	通所型サービス1回数	2回
基本サービス	回数	無し	通所型サービス/21回数	2回
加算	月額		通所型サービス提供体制加算 I 11	1ヶ月
加算	月額		通所型サービス処遇改善加算 I	1ヶ月

どの加算等が「入浴有り・パターン1」と「入浴無し・パターン2」の2種類があるタイプで、パターンによる変更が無いタイプかは、下記の一覧表をご確認ください。

パターン1でもパターン2でも、サービスコードが変わらない加算には、色が付けてあります。

なお、パターン2が空白な加算は、「月額制」の時にしか使えない加算になります。

通所介護相当サービス(パターン1・パターン2) 加算等一覧表

パターン1(通所介護相当サービス・入浴有り)		パターン2(通所介護相当サービス・入浴無し)	
サービスコード	サービス名	サービスコード	サービス名
A68110	通所型サービス中山間地域等提供加算		
A68112	通所型サービス中山間地域等加算回数	A68112	通所型サービス中山間地域等加算回数
A66109	通所型サービス若年性認知症受入加算	A66129	通所型サービス若年性認知症受入加算/2
A66105	通所型サービス同一建物減算 1		
A66106	通所型サービス同一建物減算 2		
A65010	通所型生活向上グループ活動加算	A65020	通所型生活向上グループ活動加算/2
A65002	通所型サービス運動器機能向上加算	A65012	通所型サービス運動器機能向上加算/2
A65003	通所型サービス栄養改善加算	A65013	通所型サービス栄養改善加算/2
A65004	通所型サービス口腔機能向上加算	A65014	通所型サービス口腔機能向上加算/2
A65006	通所型複数サービス実施加算 I 1	A65016	通所型複数サービス実施加算 I /21
A65007	通所型複数サービス実施加算 I 2	A65017	通所型複数サービス実施加算 I /22
A65008	通所型複数サービス実施加算 I 3	A65018	通所型複数サービス実施加算 I /23
A65009	通所型複数サービス実施加算 II	A65019	通所型複数サービス実施加算 II /2
A65005	通所型サービス事業所評価加算	A65015	通所型サービス事業所評価加算/2
A66107	通所型サービス提供体制加算 I 11	A66127	通所型サービス提供体制加算 I /211
A66108	通所型サービス提供体制加算 I 12	A66128	通所型サービス提供体制加算 I /212
A66101	通所型サービス提供体制加算 I 21	A66121	通所型サービス提供体制加算 I /221
A66102	通所型サービス提供体制加算 I 22	A66122	通所型サービス提供体制加算 I /222
A66103	通所型サービス提供体制加算 II 1	A66123	通所型サービス提供体制加算 II /21
A66104	通所型サービス提供体制加算 II 2	A66124	通所型サービス提供体制加算 II /22
A66100	通所型サービス処遇改善加算 I	A66100	通所型サービス処遇改善加算 I
A66110	通所型サービス処遇改善加算 II	A66110	通所型サービス処遇改善加算 II
A66111	通所型サービス処遇改善加算 III	A66111	通所型サービス処遇改善加算 III
A66113	通所型サービス処遇改善加算 IV	A66113	通所型サービス処遇改善加算 IV
A66115	通所型サービス処遇改善加算 V	A66115	通所型サービス処遇改善加算 V

※同一建物減算については基本サービスが「月額制」の場合と、週1回程度で4回の場合、週2回程度で8回の場合に、「月額」で減算します。

制作：伊勢市社会福祉協議会介護サービス課(H29年11月)